

2016年4月14日

北海道教育委員会
教育長 柴田達夫様

D P I 北海道ブロック会議
議長 我妻武
インクルネットほっかいどう
代表 山崎恵

障害のあるAさんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私たちは、障害があっても障害のない人と同様に生活できる地域社会の実現をめざした取り組みを進めている障害当事者、家族及び支援者で構成している団体です。また、そのために障害者権利条約の批准、障害者差別解消法及び北海道障がい者条例の制定に参画・関与してきました。

そして、私たちは、今年4月に施行されている障害者差別解消法を含めた関連法の趣旨に基づき、差別するものと差別されるものが対立するのではなく、多様性が尊重され、障害の有無に関わりなくだれもがともに生きることのできる社会の実現と社会全体の発展に寄与する立場から様々な取り組みを推進してきました。

しかし、この度、北海道札幌南高等学校定時制の2次、3次及び4次募集で受験した障害のあるAさんへの貴職の対応については、障害者権利条約、障害者差別解消法及び北海道障がい者条例（以下、関係法令等）の趣旨と目的に反した対応が行われたと思わざるを得ません。

つきましては、以下のとおり貴職に対して公開質問をするので、4月30日（土）までに誠意ある速やかな回答と対応をお願い申し上げます。

記

1. 基本的な認識について

- (1) 関係法令等の目的、不当な差別、合理的配慮、積極的是正・優遇措置及びこれらの法令等の遵守に関する貴職の認識を教えてください。
- (2) 障害児の受験、入学及び学校生活に関する貴職の認識を教えてください。
- (3) 障害児・者及び家族等に対する貴職で定めた対応要領等があれば、ご提示ください。
- (4) 以上の基本的な貴職の認識とAさんへの今回の一連の対応の整合性を教えてください。

2. Aさんの受験について

- (1) 他の受験生との公平性の観点から面接試験において、介助者の同席を認めなかったことは、関係法令等が示している合理的配慮の提供及び優遇措置の推奨の拒否と思われるが、認めなかった理由を教えてください。
- (2) 今回の受験及び試験結果で定員内不合格としたのは、Aさんの障害を理由とした不当な差別的取り扱いをしたと思われるが、不合格とした理由をAさんにご家族に教えてください。
- (3) 今回の一連の対応は、関係法令等を遵守しないものであり、法的義務を拒否した対応であったと思いますが、見解を教えてください。
- (4) 今回の複数にわたる受験機会の提供とそのための対応は、Aさんにご家族に合格への期待を抱かせるものでした。また、悪戯に時間を延ばした結果、Aさんが他の高校を受験する選択肢の行使を事実上奪ったものと思われるが、貴職の認識を教えてください。
- (5) Aさんの合格しなかった理由の説明にあたって説明者は、Aさんの保護者に他の人に話さないように指示したようですが、こうした指示は、無効であり、個人の自由を侵害する不法行為・威圧的行為であると思いますが、貴職の見解と指示した法的根拠等を教えてください。

3. 意見交換について

私たちとの公開された場での意見交換を持つことを求めます。

(事務局)

〒060-0008

札幌市豊平区美園8条1丁目3-23

コーポリボンハウス1階

TEL :011-842-9337 FAX: 011-842-9330

E-mail : info.hokkaido@dpi-japan.org

HP : <http://www.dpi-japan.org/hokkaido/>